

北広島町中小企業・小規模企業振興計画
別冊
【事業概要集】

平成 31 年 1 月

北 広 島 町

目 次

商工会補助金	・・・・・	(事) 1
経営発達支援事業	・・・・・	(事) 2
よろず支援拠点事業	・・・・・	(事) 3
北広島町創造支援事業計画	・・・・・	(事) 4
北広島町ビジネス創造支援補助金	・・・・・	(事) 5
創業環境整備促進事業	・・・・・	(事) 6
北広島町産業フェア	・・・・・	(事) 7
地域通貨ユート事業	・・・・・	(事) 8
北広島町企業紹介冊子（企業ガイド）	・・・・・	(事) 9
北広島町企業立地奨励金交付事業	・・・・・	(事) 10
北広島町導入促進計画（生産性向上特別措置法による支援）	・・・・・	(事) 11
中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）	・・・・・	(事) 12
きたひろしま特産品ギフト	・・・・・	(事) 13
小規模修繕等契約希望者登録制度	・・・・・	(事) 14
小規模事業者経営改善資金利子補給制度	・・・・・	(事) 15
北広島町空き店舗利活用可能性調査	・・・・・	(事) 16
がんばる企業応援事業	・・・・・	(事) 17
婚活支援イベント	・・・・・	(事) 18
農産物6次商品化事業	・・・・・	(事) 19
地域未来促進計画	・・・・・	(事) 20

商工会補助金

1. 目的

町内事業所の経営安定、経営革新を図ることにより、地域経済を健全に発展させる。

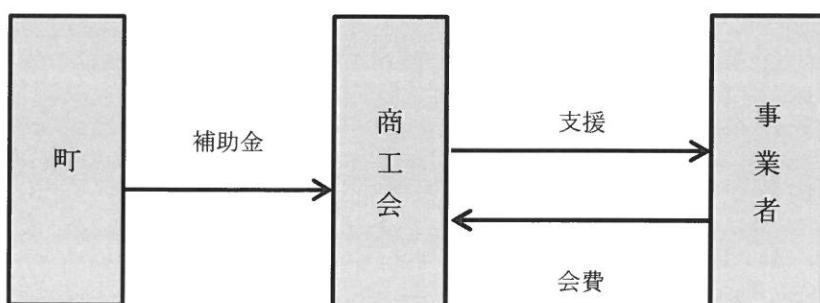
2. 概要

町内事業所の経営安定・経営革新に対する事業の支援を町商工会がスムーズに行うため、商工会に対して補助を行う。

3. 事業内容

- 町内事業者を巡回し経営支援
- 地域内小規模事業者の持続的発展を伴走型で行う。
- ネットd e記帳の普及推進により小規模事業者の経理業務のサポート及び財務分析により経営支援
- 創業・新事業展開を志す者に対して研修会の開催や経営課題解決のための専門家派遣による経営支援
- 町内地域イベントの助成支援
- 労災・雇用保険委託事業所の支援
- 情報発信
- 共済制度推進

4. 事業イメージ



5. 事業主体

北広島町、北広島町商工会

経営発達支援事業

1. 目的（ねらい）・小規模支援法の主旨

人口減少等の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面しているのを受け、地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制を構築するため、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（いわゆる小規模支援法）」が、平成 26 年 6 月に成立し、同年 9 月 26 日から施行された。

2. 経営発達支援事業とは

小規模事業者の事業の持続的発展に資するものとして、経営普及改善事業の中でも特に重点的に実施する事業であり、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓等、基本指針に示された 5 つの事業と独自事業を展開する。

- ①経営状況調査分析事業
- ②事業計画策定事業及び事業計画策定後の実施支援事業
- ③需要動向調査・地域経済動向調査事業
- ④販路開拓支援事業
- ⑤地域経済活性化事業（行政や観光協会等と連携し観光消費額の増加を図る事業）

3. 経営改善普及事業と経営発達支援事業の違い

従来の経営改善普及事業では、記帳指導や確定申告、金融指導等のあらかじめ決められた手順や規則に基づく「手続き指導型」の業務。

一方、経営発達支援事業では、「経営状況の分析」「地域経済動向に関する情報提供」など、現状を分析して将来の業績アップに寄与するという、事業者と一体になる「伴走型支援」の課題発見型の業務である。

4. 外部団体との連携について

地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制を整えることが必要で、商工会を中心に、民間企業、自治体や公的支援機関、大学、金融機関などを巻き込んだ「産・官・学・金」との連携強化を国は求めている。

5. 事業主体

北広島町商工会

よろず支援拠点事業

1. 目的

国的小規模企業振興基本法等で小規模事業者支援の充実をめざすため、支援体制の強化に取り組む。

2. 概要

「よろず支援拠点」は、国が全国に設置する経営相談所※1で、売上拡大、経営改善など、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる相談に対応する。

※1 経済産業省では、平成26年度から各都道府県に1箇所ずつ、地域の支援機関と連携しながら整備している。

3. 相談対応支援方法

広島県よろず支援拠点では、コーディネーターを中心とする専門スタッフが、中小企業・小規模事業者の相談を伺い、適切な解決方法を提案する（相談無料、回数制限なし）。

①専門性の高い経営アドバイス

他の支援機関では十分に解決できない売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案。（他の支援機関で解決可能な経営課題についても、事業者から相談を受けた場合には対応）

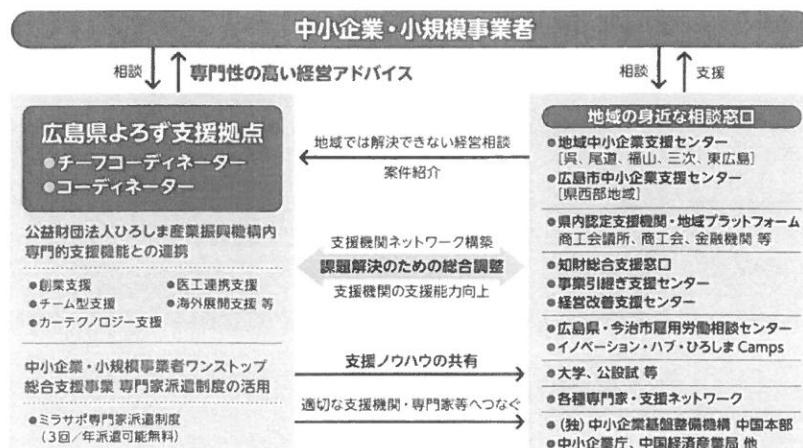
②課題解決のための総合調整

- ・相談内容に応じた適切な支援機関の紹介
- ・経営課題に対応した支援機関の相互連携のコーディネート
- ・他の支援機関による経営支援の実態を踏まえ、足らざるところを補い、地域の中小企業に対して、地域全体として最高水準の支援を実現

③他の支援機関に対する支援ノウハウの共有

・経営相談の解決に必要な提案方法やこれまでに支援した事例など本事業を実施することを通じて、蓄積された支援ノウハウの他の支援機関への共有

連携体制



4. 事業主体

（公財）ひろしま産業振興機構

北広島町創業支援事業計画

1. 目的

創業者に身近な町が地区の創業支援事業者（地域経済団体、金融機関等）とともに、創業者の支援を強化する。

2. 概要

「北広島町創業支援事業計画」を策定することで、経営、財務、人材育成、販路開拓等の各支援機関から構成するネットワーク体制を整備し、創業支援の取り組みを強化、連携することで、創業の実現をめざす。

- 相談窓口の設置
- 創業支援制度の創出（→「北広島町ビジネス創造支援補助金」の制定）
- 創業支援機関との連携

3. 認定連携創業支援事業者

【経済団体】北広島町商工会

【金融機関】(株)広島銀行、(株)もみじ銀行、広島市信用組合、(株)日本政策金融公庫

【支援機関】（公財）ひろしま産業振興機構

4. 目標値

創業支援者数：年間6件（延べ28件）

創業者数：年間3件（延べ14件）

5. 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日

6. 事業主体

北広島町、認定連携創業支援事業者

北広島町ビジネス創造支援補助金

1. 目的

- 地域産業の振興及び地域社会の発展
- 地域資源を生かした個性ある創業を行うことで、地域産業の振興を図り、担い手を育てていく。

2. 概要

町内で創業する者及び町内の中小企業者・小規模事業者で事業計画を作成する者に対して、事業費の一部を補助する。

3. 補助対象事業の内容と補助基準

区分	事業内容	補助基準
創業支援	町内で創業する者が、創業計画を作成し、計画の実施に必要な経費の一部を補助。	
持続的発展事業	持続的な発展が困難な中小企業・小規模事業者が、自社の持つモノ・技術を生かした短中期的な持続的発展計画を作成し、計画の実施に必要な経費の一部を補助。	開発費、販促費、設備費、研修費、相談料、調査費、店舗購入、改装費、店舗賃借料にかかる経費の2/3以内 (補助限度額50万円)

4. 補助対象者数

項目・年度	H27年度	H28年度	H29年度
創業支援数	0者	3者	3者
持続的発展支援数	6者	3者	4者

5. 事業主体

北広島町

創業環境整備促進事業

1. 目的

新規創業や第二創業（事業転換や新事業・新分野への進出など）を目指される方に、創業前から創業後にわたる継続的なサポートを提供する。

2. 概要

創業に関する総合支援窓口として「ひろしま創業サポートセンター」設置し、創業に係る各種支援を行う。

3. 支援方法

①窓口相談（創業マネージャー等による相談対応）

創業マネージャー、創業サブマネージャーを配置し、創業前、創業時、創業後の各段階に応じた相談に対応

②創業サポート（専門アドバイスの実施）

創業前後で、中小企業診断士・公認会計士・税理士等の創業サポートによる創業プラン策定、資金調達、会社設立申請、税務申告等についての専門指導

③創業セミナー

創業希望者等を対象とした集中指導（ビジネスプラン作成セミナー、起業家講演など）

4. おもな支援内容

①事業計画の作成や検証

②収支シミュレーションの作成や検証

③資金調達のアドバイス

④会計の仕組みや記帳方法の説明

⑤税金や社会保険の手続き

⑥ホームページやSNSの活用

⑦チラシやリーフレットのデザイン

⑧厨房施設や動線、メニュー、調理の指導など

5. センターの利用対象者

ひろしま県内において1年以内に創業する意志をお持ちの方や開業して1年以内の方

6. 創業サポート（専門家）によるサポート期間

原則、サポートを開始して最大2年間

7. 事業主体

（公財）ひろしま産業振興機構

北広島町産業フェア

1. 目的

町内企業の優れた技術や製品等の紹介や展示を通して、町民等に企業の取り組みを広く周知や啓発するとともに、地域のモノづくりに対する理解を深め、地場産品の消費拡大と雇用の拡大による地域産業の活性化を図る。

2. 産業フェア 2017 の概要

- 町内の中学校や高校の参加しやすい時期を設定し、集客（町内外）の見込めるイベントとして開催する。
- 集客実績のある道の駅舞ロード I C 千代田のイベントと同時開催することで、賑わいの創出や集客のなかで企業 P R を行う。
- 集客につながる広報や進め方について、合同（町・商工会・きたひろ市場）で町内外広く周知していき、役割分担のうえ開催に向け進めていく。

3. 産業フェア 2017 の概要

開催日程	平成 29 年 10 月 21 日（土）10：00～15：00 ※ 22 日（日）について、荒天により中止
開催場所	道の駅舞ロード I C 千代田（北広島町有田 1122）
開催内容	①企業 P R コーナー（製品展示・即売、ポスター等展示・配布） ②体験イベントコーナー（モノづくり体験講座、製品実験等） ③飲食・産直コーナー ④ステージ（企業 P R） ⑤ビジネスマッチング（商工会主催）
主催・共催	北広島町産業フェア実行委員会・株式会社きたひろ市場
出展対象者	北広島町商工会員・道の駅舞ロード I C 千代田出荷者協議会員
来場者数	約 2,000 人

4. 実績

項目・年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
出展者数	42 者	34 者	32 者	24 (33) 者
来場者数	約 2,300 人	約 2,000 人	約 9,500 人	約 2,000 人
中学校数	自由参加	4 校	4 校	1 校
参加高校	千代田高校	千代田高校	千代田高校	0 校
就職者数	不明（未調査）	14 人	13 人	15 人

5. 事業主体

北広島町産業フェア実行委員会

地域通貨ユート事業

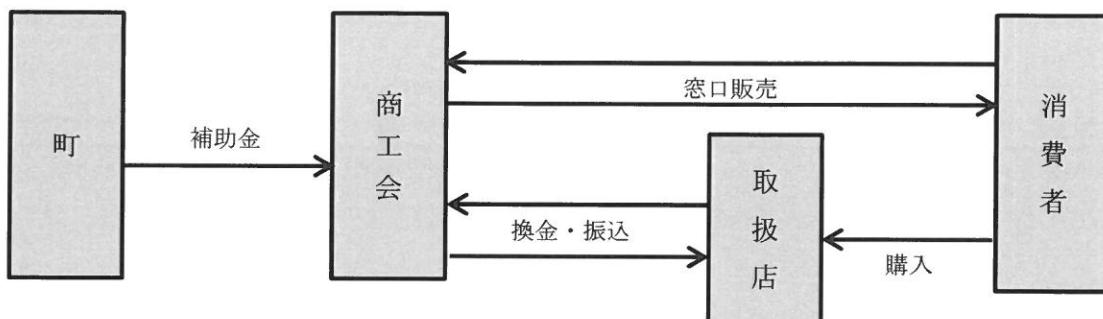
1. 目的

- 町内事業者（所）の売上を向上させ、町内の経済活性化につなげる。
- 町民の生活を直接支援し、町内の消費喚起につなげる。

2. 概要

- 町内の即効性のある経済対策として、地域通貨ユートを発行する。
- 地域通貨ユートにプレミアを付けて、町内事業者（所）のみで使用可能とする。
- 町民が地域通貨ユートを町内事業所で使用することで、町内消費の拡大を図る。

3. 事業イメージ



4. 事業の概要（平成 29 年度）

- 発行総額・・・・・・1億5百万円（うちプレミア分5百万円）
- 発行単位・・・・・・1冊10,000ユート（額面1,000円券を10枚綴り）に500ユート
(額面500円券)1枚を付加し、10,000円で発行。
※10,000円で10,500ユート
- プレミア・・・・・・5%（500円分お得）
- 発行冊数・・・・・・10,000冊
- 販売期間・・・・・・平成29年7月3日から売り切れまで（年1回発売）
- 販売窓口・・・・・・北広島町商工会（本所及び各支所）
- 販売時間・・・・・・午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
- 販売限度額・・・・・・お一人様1回限り10冊（100,000円：105,000ユート）
- 使用（有効）期限・平成29年7月1日から平成29年12月31日まで
- 使用の制限・・・・①原則、1回の取引（商品等）につき50万円以内
②換金性の高いもの等（ビール券、図書券、プリペイドカード、たばこ）の購入は使用できません。
③つり銭は出しません。
④事業取引（商品や原材料仕入、買掛決済、諸経費支払い等）には使用できません。
- 取扱店・・・・・・町内の事業所（取扱店ステッカーを店頭表示）
- 取扱店の負担・・・換金手数料が必要（商工会員1%・非商工会員2%）
- 換金期限・・・・・・平成30年2月28日まで

5. 事業主体

北広島町商工会、北広島町

北広島町企業紹介冊子（企業ガイド）

1. 目的

町内企業を広く紹介しビジネスチャンスに繋げるとともに、町内企業への就職促進を図ることを目的とする。

2. 概要

○これまでの取り組み

北広島町と北広島町商工会で町内の企業を紹介する「北広島町企業ガイド」を平成28年度（平成29年1月発行）に作成。

企業ガイドは、成人式、町内の高校・中学、県内の大学などで配布。

○平成30年度について

前回の「北広島町企業ガイド」の拡充（掲載企業の増）を図り、1社1枚の企業紹介パネルを作成し、企業紹介ツールとして活用する。

3. 掲載内容

○社名・所在地・TEL・FAX・ホームページ・E-Mail

○写真

○代表者氏名・写真・ごあいさつ

○プロフィール（沿革）・事業内容・経営方針・会社概要・労働条件・企業PR

○先輩から一言

⇒①所属部署のPRポイント②会社の魅力③この会社の志望動機④求職者へひとこと

4. 事業主体

北広島町商工会、北広島町

北広島町企業立地奨励金交付事業

1. 目的

北広島町の産業の高度化及び工場等の適正配置を促進するため、町内に工場等を新設又は増設する者に対し、奨励の措置を行うことにより、効果的な企業集積と雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の活性化に資することを目的とする。

2. 事業概要

対象となる工場等

- (1) 物品の製造
- (2) 加工若しくは修理の事業に直接供する施設
- (3) 流通施設（荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送業務）
- (4) 工業に関する試験研究施設
- (5) ソフトウェア業等施設及びこれらに付帯する施設
- (6) 新エネルギー産業及びこれらに付帯する施設
- (7) その他町長が町の経済発展や雇用機会の拡大に特に寄与することと認める施設

対象となる基準

- (1) 都市計画法（第8条第1項第1号）に掲げる工業地域、準工業地域及びその他工業等の導入が適当であると町長が認める地域に工場等を新設し、又は増設するものであること
- (2) 新設又は増設した工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること

奨励措置

平成30年4月現在

土地取得奨励金

土地取得金額に5%を乗じた額を助成（限度額1,000万円）

設備取得奨励金

土地取得金額を除いた設備投資金額に5%を乗じた額を助成（限度額：1,000万円）

工場等設置奨励金

新設又は増設した工場等が操業を開始した日以後、固定資産税が課税されることとなつた年度から起算して5年間、ただし、新規雇用常用従業員数が3名未満の場合は3年間、事業に供する固定資産税に相当する額を助成（限度額：各年度5,000万円）

雇用奨励金

対象工場等の操業に伴い新規雇用常用従業員で、町内に住所を有し居住する従業員を雇用する者に、1人につき20万円以内の額を助成（限度額：2,000万円）

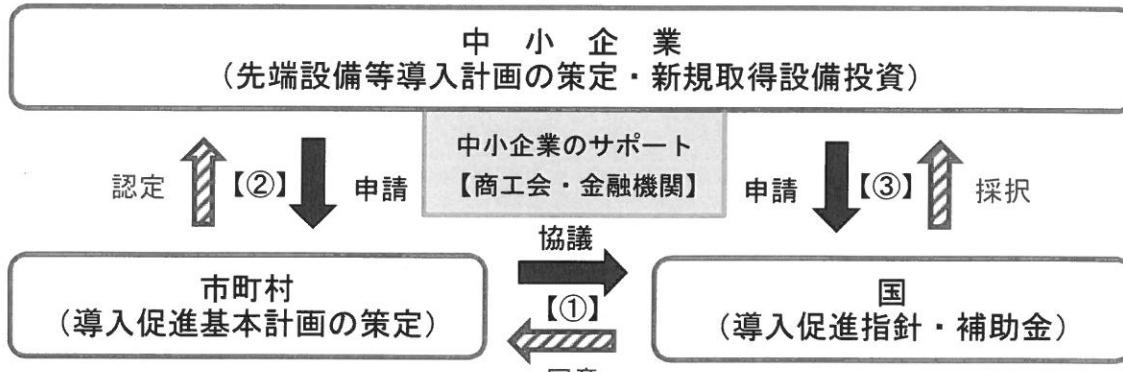
3. 事業主体

北広島町

北広島町導入促進基本計画（生産性向上特別措置法による支援）

1. 目的・概要

生産性向上特別措置法（平成30年6月6日施行）により、施行後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、町の認定を受けることによって、中小企業は新規取得設備投資の固定資産税を3年間最大ゼロにできる特例措置。



2. 本町の取り組み

本町では、平成30年6月7日付けで経済産業省（中国経済産業局）へ導入促進基本計画の協議書を提出し、11日付で同意を得たので、現在町内の中小企業が策定する先端設備等導入計画の申請受付を開始しています。【①】【②】

また、一定の要件を満たした先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、市町村ごとに固定資産税の課税標準をゼロから2分の1の間で軽減（3年間）できることとなっており、本町では課税標準をゼロとし、取得設備の固定資産税の負担をゼロにしています。

3. 認定によるメリット

○町の支援

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の新規取得設備について、固定資産税が3年間ゼロに軽減されます。

設備投資期間（認定後から）	左記の固定資産税の軽減年度
平成30年7月～12月	平成31・32・33年度
平成31年1月～12月	平成32・33・34年度
平成32年1月～12月	平成33・34・35年度
平成33年1月～6月	平成34・35・36年度

○国の支援

町から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業【②】に対し、国は補助金での優先採択（審査時の加点や補助率の上昇等）を行います。【③】

◆主な国の補助金

- ①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 《補助率：1/2 ⇒ 2/3》
- ②小規模事業者持続化補助金
- ③戦略的基盤技術高度化支援（サポイン）事業補助金
- ④サービス等生産性向上IT導入補助金

4. 事業主体

北広島町

中小企業イノベーション促進支援事業（チーム型支援）

1. 目的・概要

新たな成長を目指している企業を対象に、複合的で高度な経営課題を解決するため、支援チームを派遣し、集中支援を行う。

2. 支援の内容と特徴

支援対象	新たな成長を目指している企業
支援体制	<ul style="list-style-type: none">◆ 知識と経験を有する複数の外部専門家で構成されたチームによる支援
支援内容	<ul style="list-style-type: none">企業の経営戦略に係る複合的で高度な経営課題の解決に向けた支援◆ 応募は隨時で、最長1年間の支援◆ ナビゲーターによる支援対象となる案件の現状分析・課題抽出◆ 支援テーマ：マーケティング、セールス、プランディング、デザイン、知的財産戦略、経営戦略・生産管理◆ 案件ごとのテーマに応じたカスタマイズ支援他の支援メニューを活用した連携支援の可能

3. 申込み要件

- ①広島県内の中小企業であること。（みなし大企業は除く）
- ②中小企業代表者のほか、開発・営業部署等の専任の担当者も事業に参画できる体制を整えられること
- ③事業を推進するにあたり、営業・販売促進費用等の事業実費相当負担が可能であること
- ④上記のほか、次の事項について、原則、満たしていること。
 - ・原理確認が終了した試作品、または完成した製品について、新たな市場参入等、成長意欲を有すること。
 - ・原価管理、生産管理等の手法を用いて経営改善の意欲があること

4. 事業主体

(公財)ひろしま産業振興機構

きたひろしま特産品ギフト

1. 目的

消費者ニーズを見据えた新商品開発や販路開拓支援により、地域内中小企業・小規模企業者の売上増加と利益確保に繋げる。

2. 概要

特産品の普及拡大のため地域内中小企業・小規模企業者が製造した加工品を詰め合わせた「きたひろしま特産品ギフト」事業をお中元とお歳暮に合わせて年2回実施する。

3. 方針

- 町と連携しながら壬生の花田植のPRと地域特産品の普及拡大を図る。
- 購入者に対しアンケート調査を行い、既存商品のプラッシュアップのため活用する。

4. きたひろしま特選夏・冬ギフト「壬生の花田植セット」の販売

開催期間	夏ギフト 注文締切：平成29年7月22日 発送：7月28日 冬ギフト 注文締切：平成29年12月8日 発送：12月15日
開催内容	①ギフト商品の募集 ②特産委員会の開催・ギフト商品の選定 ③チラシ作成・折込の実施 ④注文受付 ⑤発送準備・発送 ⑥アンケートの実施・分析
主催・協力	北広島町商工会、壬生の認証事業者

5. 実績

項目・年度	平成28年度	平成29年度
販売金額	1,015,000	801,000
販売個数	260	204
出品数	29	27

6. 事業主体

北広島町商工会

小規模修繕契約希望者登録制度について

1. 目的

町内の小規模修繕事業者の受注機会を拡大する。

2. 概要

町では、競争入札又は随意契約を行う相手方を多くの業者から公正に選定するために、予め契約を希望する業者からの入札参加資格審査申請書により入札参加資格者名簿を作成している。

平成 27 年度から入札参加資格審査申請書の「物品・役務」の契約種目に修繕（建築・設備関係の 30 万円未満の小規模修繕）を追加し、町内の小規模修繕事業者への受注機会を試みたが、建設会社も登録可能であったため、建設会社と小規模修繕事業者が競争となる事例がみられた。

そのため、平成 31 年度から小規模修繕契約希望者制度を新設し、登録は町内事業者に限り、建設工事登録業者は本制度の登録申請を不可とし、町内の小規模修繕事業者の受注機会の拡大と企業規模に応じた受注機会の提供を目指す。

◇平成 27 年度～平成 30 年度までの制度

制度名	分野	主な内容
入札参加資格者制度	建設工事	建設工事
	測量・建設コンサルタント等	設計業務等
	物品・役務・★修繕	物品の売買、貸借及び業務委託及び小修繕業務

◇平成 31 年度からの制度

制度名	分野	主な内容
入札参加資格者制度	建設工事	建設工事
	測量・建設コンサルタント等	設計業務等
	物品・役務	物品の売買、貸借及び業務委託
★小規模修繕契約希望者制度	建築・設備	原則 30 万円未満の小規模な修繕業務

5. 実績

項目・年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
発注金額	11,006,191 円	36,226,901 円	22,196,883 円
発注件数	58 件	415 件	252 件
受注者数 (小規模事業者)	16 者	23 者	21 者

6. 今後の方針

小規模修繕について、町内業者の発注機会の拡大に努め、事務用品など物品の発注についても町内業者の優先的発注に配慮する。

7. 事業主体

北広島町

小規模事業者経営改善資金利子補給制度

1. 目的

資金に係る償還利子を補給することで、町内事業者の負担を軽減し、資金の調達の円滑化及び経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化や雇用の確保につなげる。

2. 概要

町内の小規模事業者で、(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付を受けた者のその利子について、1年間補給する。

3. 利用者数・補助金額

○平成28年度実績	9人	239,900円
○平成29年度実績	25人(28年度継続申請者含む)	970,700円

4. 事業主体

北広島町商工会、北広島町

北広島町空き店舗利活用可能性調査

1. 目的

北広島町における空き店舗等の実態や地域ごとの不足業種の現状を把握するとともに空き店舗等の利用を促進し、さらに地域商業の活性化のため、情報の収集や分析を行い、町内での起業等を検討している人や企業に、空き店舗等の情報を提供できるシステムを構築してマッチングを図っていくことを目的とする。

2. 事業内容

- ①町内の空き店舗・空き倉庫・空き工場・空き地等の調査
- ②商工会・近隣住民・商店街組織等との連携による利活用計画書作成等

3. 調査報告（概要）

- ①利用可能な「店舗兼用住宅」

既存の空き家調査の結果をもとに、以下の条件を満たす「店舗兼用住宅」について抽出した結果、店舗兼用住宅24件の内「利用可能」な空き家は、19件。（うち都市計画区域内9件）

【接道条件】

- ・舗装された道路
- ・幅員4m以上

【家屋状況】

- ・「利用可能」で○判定（「売物件」は除く）
- ・「屋根」、「壁」、「ガラス」全て破損なし
- ・「上水道」及び「下水道」接続済

②商店街等関係者ヒアリング調査

商工会、地元商店会組合等へのヒアリング調査を実施し北広島町における空き店舗利活用の現状と課題を整理した。

③空き店舗等を活用方針（案）

ヒアリング等から、北広島町の商店街はもともと店舗兼用住宅の多い「職住一体のまち」となっており、また、北広島町へ移住する方は、「職住近接型」「職住一体型」の暮らしに対するニーズが高いと考えられるので、次のような活用に取り組む。

- 取組方針① あき店舗バンクの展開・拡充
- 取組方針② 地域及び関係者との連携体制の整備
- 取組方針③ コミュニティ形成や総合的な定住移住促進のための支援策

4. 事業主体

北広島町

がんばる企業応援事業

1. 目的

- 経営安定・持続及び経営・技術革新や事業の拡大につながる優秀な人材の育成
- 定住促進のための求職者の就職支援

2. 概要

町内の事業者の従業員及び求職者を対象に就職支援及び職場内スキルアップのために資格取得講座を実施やセミナー開催への助成を行い、従業員の資質向上を図り求職者の資格取得を目指す。

3. 内容

- 技能講習会の実施（一例）
 - ・フォークリフト運転技術講習
 - ・高所作業車運転技能講習会
 - ・小型移動式クレーン運転技能講習
 - ・低圧電気取扱業務特別教育
 - ・自由研削といし取り開始運転特別教育
 - ・日商簿記3級検定対策
- 各事業所で必要とする技術講習等の開催への助成

4. 受講者数等

項目・年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
技能講習会参加者数	69名	64名	44名
各事業者への補助回数	1回	0回	2回

5. 事業主体

北広島町商工会

婚活支援イベント

1. 目的

地域の定住促進の為、町内男性と町内外の女性との出会いのきっかけを創出するために婚活イベント「Futuring Party 出逢い」を開催する。

2. 概要

- 町内男性と町内外女性との出会いと結婚を支援し、定住者の増加に繋げる。
- 町内に若い世帯が増え、地域の活性化及び消費購買力の維持に繋げる。

3. 方針

- 町内はイベントでの広報、知り合いへの声掛けやポスターチラシで周知。また市街地においては飲食店等人が集まる場所にチラシを置いてもらえるようにお願いしイベントの周知を行う。また、HPやSNS、婚活支援ポータルサイト「ひろさぼ」を活用して集客を図る。
- 北広島町の定住促進や子育て支援策、文化や風土についてもPRを行い、特に女性参加者に対し北広島町に住むという事を意識づける。
- 青年部婚活委員会で企画を行い、役割分担のうえ開催に向け進めていく。また、町内神楽団や町内で小物作りなどしている方にも協力を得てワークショップや神楽衣装体験など参加者が北広島町を体験できるイベントを実施する。

4. 北広島町商工会青年部主催婚活事業 出逢い 2017~夏恋~ の概要

開催日程	平成29年9月9日（土）～10（日）
開催場所	芸北オークガーデン（細見145-104）
開催内容	<ul style="list-style-type: none">①自己紹介（個人・集団）②BBQ③神楽公演・写真撮影④ワークショップ（小物作り等）⑤キャンプファイヤー⑥朝ヨガ体験⑦アンケート調査⑧町定住・子育て等施策広報⑨その他
主催・協力	北広島町商工会青年部 協力 商工会女性部・芸北オークガーデン
参加者数	55人

5. 実績

項目・年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者	85名	37名	45名	55名
成立カップル	13組	12組	11組	20組
成婚組数	1組	2組	2組	未定

6. 事業主体

北広島町商工会

農産物6次產品化事業

1. 目的

農産物の加工・販売により付加価値をつけることは、農業所得向上の重要な手段の一つです。このことから、新たに産直市等への出荷を目的とした町内農産物を使った加工品（以下「加工品」という。）を創る場合に必要な機器導入に係る経費の一部を補助（ハード事業）します。また、ハード事業を実施するにあたり、販売及び研修等に必要な経費についても支援（ソフト事業）を行います。

2. 対象者

町内に住所を有する農家3戸以上で構成する団体（任意組合でも可）。

3. 事業要件

- ①新たに加工品を創出するか、既存加工品の生産量増加または品質向上に取り組むこと。
- ②加工品は町内農産物を主原料としていること。
- ③事業に取り組んだ翌年から3年間は販売実績を町へ報告すること。
- ④ソフト事業はハード事業と一体で取り組むこと。（ソフト事業のみは不可）

4. 補助対象事業及び補助率

事業メニュー	補助対象	対象事業費 補助率	備考
【ハード事業】 機器等整備事業	加工品製造に必要な、機器の導入及び施設の整備	1／2以内 (上限 50万円)	事業費の下限は10万円とする
【ソフト事業】 販売促進等事業	加工品製造に直接つながる研修及び販売促進に要する経費	1／2以内 (上限 10万円)	ハード事業への一部流用可 (その逆は不可)

5. 手続き

- ①補助事業実施希望者は、実施計画承認申請を町に提出していただきます。
- ②実施計画の承認後、補助金交付申請を行い交付決定の後に事業着手していただきます。



6. 事業主体

北広島町

地域未来促進計画

1. 目的

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（通称：地域未来投資促進法）は、地域が自律的に発展していくため、地域の強みを生かしながら、将来成長が期待できる分野での需要を域内に取り組むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指す。

2. 概要

広島県では、地域未来投資促進法に基づき、県内全市町と共同で「広島県基本計画」を策定し国の同意を得ました。

この計画に定めた促進区域において、企業立地等を行おうとする際に、「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を受けた場合、一定の要件の下で、法人税等の負担軽減の支援を受けることができます。

経営課題に応じて、様々な支援措置があります！

ヒト（人材）



- 海外市場にも強い専門家（グローバル・コーディネーター（※））等が、成長分野に進出するため事業化戦略や販路開拓のアドバイスします。【地域中核企業創出・支援事業との連携】

※アクセンチュア株式会社 取締役相談役 程 近智氏、株式会社ローランド・ベルガーエグゼクティブ アドバイザー 森 健氏 等

モノ（設備投資）



- 先進的な事業に必要な設備投資に対して減税します。
税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減します。

規制緩和 等



- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置があります。
- 工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和などもあります。

その他



- 特許料（中小企業者の場合）、地域団体商標の登録料等の減免ができます。
- 固定資産税等の減免や地方創生推進交付金を活用した支援制度の創設などを実施する自治体を国が支援します。

3. 手続き

地域未来投資促進法に基づく支援策を受けるには、地域経済牽引事業計画を作成し、着工前（契約・発注前）に計画を県に申請し承認を得ることが必要です。

4. 事業主体

広島県、中小企業庁